

令和2年4月28日

保護者の皆様

きんろう保育園
園長 山村良子

新型コロナウイルスにより登園を自粛されたお子様における
利用者負担額等の取り扱いについて（お知らせ）

新緑の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

先日は市内でも新型コロナウイルス感染者が確認され、保育園でも益々お子さんの安全を第一に考慮しながら、様々な対策を考えていかなければと思っております。

さて、市からの通知により保護者の皆様もご承知の「新型コロナウイルスにより登園を自粛されたお子様の利用者負担額等の取扱いについて」ですが、今後の手続きの流れが示されましたのでお知らせいたします。下記内容をご確認いただき、必要に応じて対応いたしますので保育園までお知らせください。

また、お仕事等のご都合もあろうかとは思いますが、引き続き登園自粛や保育時間の短縮等にご理解とご協力をお願いいたします。

記

利用者負担額等（保育料）減免申請手続きの流れ

登園自粛期間：令和2年4月11日（土）～5月2日（土） 【現時点での期間です】

- ① 『登園自粛に係る届出書』の取得をお申し出ください。
（必要な方に保育園よりお渡ししますので、必要事項を記入してください。）
- ② 『登園自粛に係る届出書』を保育園へ提出します。
（保育園での出欠状況を確認し、証明書を作成いたします。）
- ③ 後日、『減免申請書』と『登園自粛期間証明書』を保育園からお渡します。
- ④ 保護者様で必要事項の記入、押印等をしていただき出雲市（保育幼稚園課）へ提出をします。
【提出書類】 ・減免申請書（認定保護者の署名・押印）
・登園自粛期間証明書

※ご不明な点等ありましたら、保育園までご相談ください。